

次世代ロボット開発ネットワーク「R o o B O」規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本団体は、次世代ロボット開発ネットワーク「R o o B O (以下、R o o B Oと言う)」と称する。

(目的)

第2条 R o o B Oは、多様な知見と技術を保有する企業・研究機関等が連携し事業を促進することにより、R o o B O参加企業の関連事業の発展を諮ることを目的とする。

(活動)

第3条 R o o B Oは、前条の目的を達成するために、次に掲げる活動を実施する。

- (ア) 次世代ロボットに関する事業化に向けた取り組み
- (イ) 次世代ロボットに関する情報の収集、交換及び提供
- (ウ) 次世代ロボットに関する普及啓発
- (エ) その他R o o B Oの目的を達成するために必要な事業

第2章 組織

(運営委員会及び事務局)

第4条 R o o B Oは、運営委員会と事務局を置く。

- 2 運営委員会の組織に関しては別途定める。
- 3 事務局は財団法人大阪市都市型産業振興センター ロボットラボラトリーに置く。
- 4 事務局は、R o o B Oの運営に関する事務全般を行う。

第3章 会員

(会員の種別)

第5条 R o o B Oの会員は、次の各号に定める者とする。

- 1) 法人会員
法人会員とは、法人または法人に準じる団体をいう。
- 2) 個人会員
個人会員とは、法人会員以外の会員をいう。

(入会)

第6条 R o o B Oに入会しようとする者は、本規約の内容に同意した上で別に定める登録用紙により、事務局に申込みものとし、事務局は運営委員会に諮り、入会の可否について申込者に通知するものとする。

(資格)

第7条 前条による入会を認められ、事務局より通知を受けた日をもって会員としての資格を有するものとする。

(会員の義務)

第8条 会員は、R o o B Oで得た秘密を第三者に提供してはならない。

(退会)

第9条 R o o B Oを退会しようとする会員は、書面をもってその旨を事務局に届けなければならぬ。

- 2 退会の効力は届出後1ヶ月後に発生する。
- 3 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。
 - (ア) 法人会員が解散したとき
 - (イ) 個人会員が死亡し、または失踪宣告を受けたとき。
 - (ウ) 本規約に違反した場合
 - (エ) その他R o o B O会員であることが不適切と判断された場合
- 4 資格を喪失した者は、資格喪失後1年以内にR o o B Oの会員情報を用い、R o o B Oと競合する活動をしてはならない。

(参加費用)

第10条 R o o B Oへの入会については無料とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、R o o B Oは特定の事業に参加する会員に対して、参加費用を請求することができる。ただし法人会員に対しては事業の性質に応じ、参加人数・参加費用について、個人会員とは別に取り扱うことができる。

第4章 事業年度

(事業年度)

第11条 事業年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

第5章 補則

(規約の変更)

第12条 この規約は、必要に応じ、事務局が運営委員会の承認を経て改訂する。

(実施細則)

第13条 本規約の実施に関して必要な細則は、事務局が別に定める。

附則

1. この規約は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。